

熊本市上下水道局だより

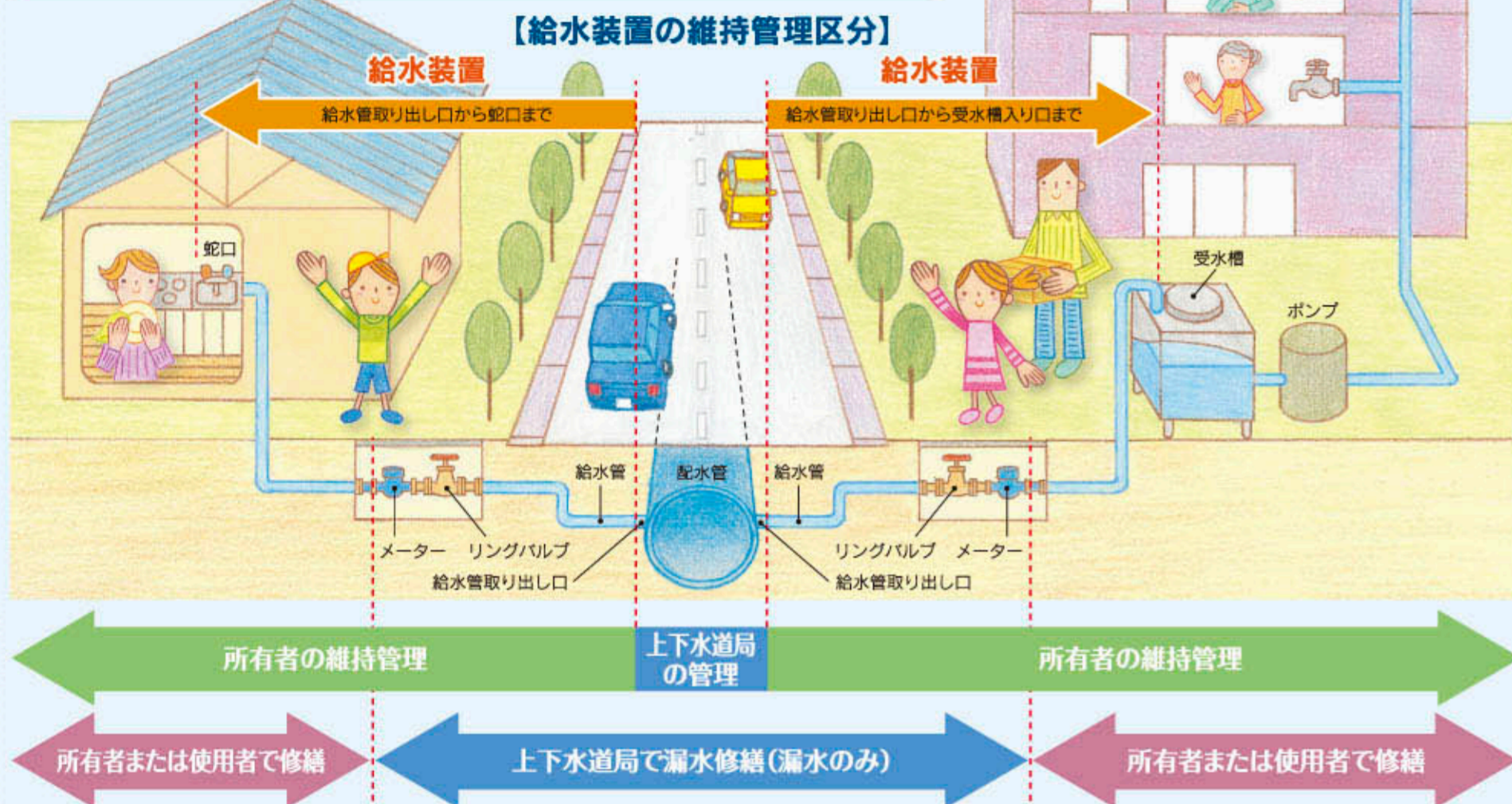
特集1 給水装置はおお客様の財産です。

給水装置は、お客様の費用で設置される個人財産ですので、道路部分にある配水管の分岐部分から蛇口までの維持管理はお客様で行なっていただくことになります。このため、お客様が普段水道をお使いになる際には正しい使用方法と維持管理を行なっていただくことが大切です。

なお、増・改築でメーターや蛇口の位置を変えるなどの工事やメーター以降の漏水修繕工事などを行う場合は、お客様の費用負担となり直接熊本市上下水道局指定の給水装置工事事業者へ依頼していただくことになっています。ただし、配水管からメーターまでに限った漏水は上下水道局で修繕を行っています。

詳しくは、下記または熊本市指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

給水装置とは 道路に布設してある「配水管」の取り出し口(分岐)からご家庭の蛇口までを「給水装置」といいます。ただし、受水方式のビル・マンション等は、受水槽の入り口までが「給水装置」となります。
熊本市指定給水装置工事事業者とは 給水装置に係る技術を持ち、工事に必要な器材・資材を取り寄せ、適切な工事と事務手続きを行うことができる事業者として、熊本市上下水道局が指定する事業者です。現在登録されている事業者リストは、上下水道局ホームページに掲載しています。



ご連絡 給水装置については 給排水設備課 給水装置係 ☎361-5503 漏水修繕については 管路維持課 漏水防止係 ☎361-5555

マンションなどの使用戸数および総代人の変更届について 共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、そのつど「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要になります。届出書は、ご連絡いただきますと郵送します。※水道検計時の「水道ご使用量のお知らせ」で、使用戸数や使用者名をご確認ください。お問い合わせは料金課(☎361-5400)まで

水道料金の口座振替手続きについて

「水道使用申込書」下部の「水道料金口座振替依頼書」の欄に必要事項を記入押印後、返送いただくか、直接金融機関窓口へ預・貯金通帳、金融機関届出印、水栓番号CDがわかるもの(「使用量のお知らせ」または「領収証」など)を持参のうえ、手続きください。なお申込書が必要なときは、ご連絡いただきますと郵送します。※お申込みから口座振替開始まで約2ヵ月程かかります。※お支払いの際、クレジットカードのご利用はできませんのでご了承ください。

経費削減のため、領収証不発行にご協力をお願いします

料金課 ☎361-5400
 西部水道センター ☎351-3154
 北部水道センター ☎322-1177
 富合営業所 ☎357-4111

※水道料金等に関するお問い合わせの際は、番号をお確かめの上ご連絡ください。

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

下水道水や井戸水・温泉などをお使いの方が、下水道に接続して汚水を流し始めたら使用開始の届出が必要となります。また、転居などにより使用を廃止される場合にも届出が必要です。廃止のお届けがないと、料金が請求され続けますのでご注意ください。

なお、水道水だけをお使いの場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求しています。詳しくは下記お問い合わせ先まで。

お問い合わせ 料金課 ☎361-5400

特集2 平成20年度 上下水道事業会計決算報告

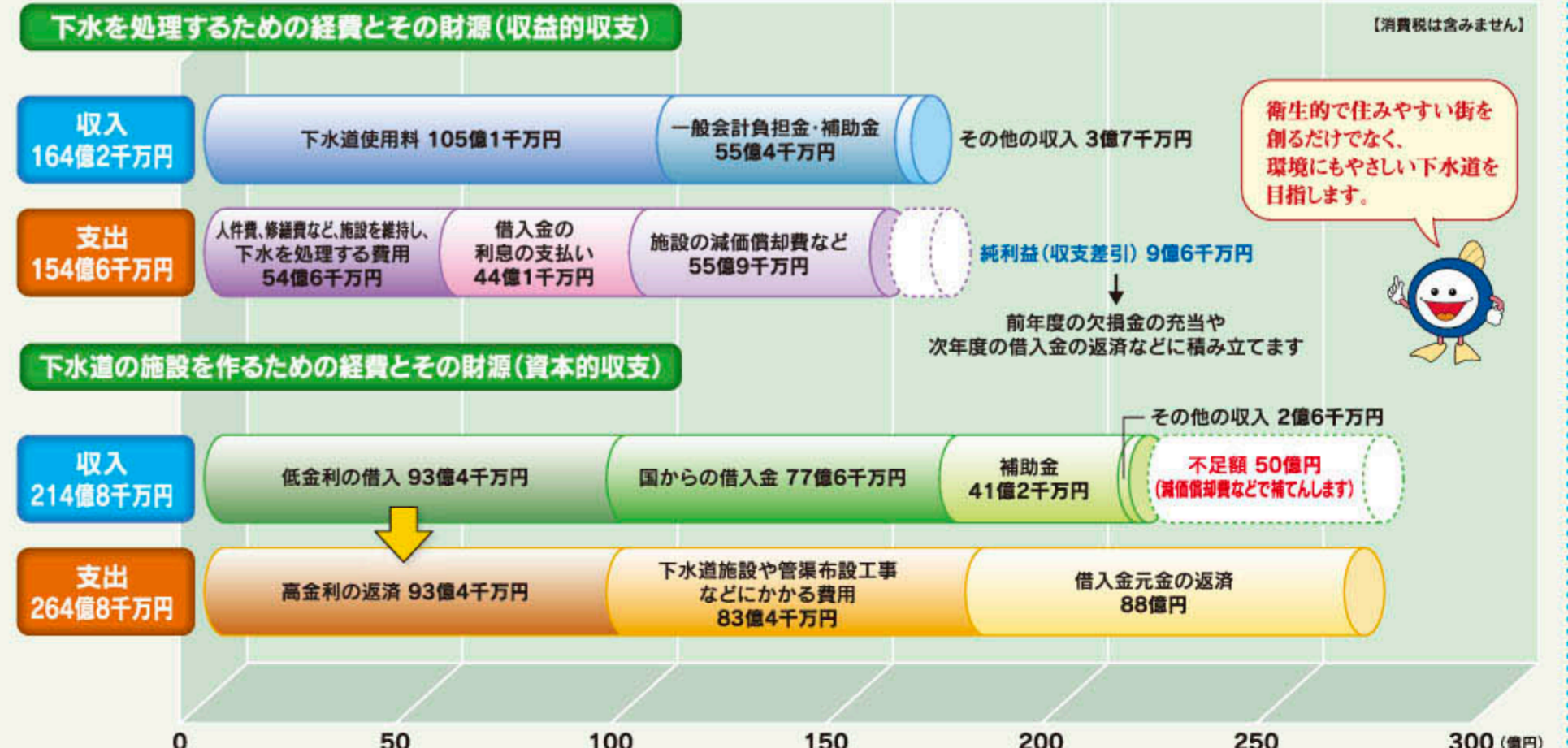
水道事業

- 水道の機能保全** 老朽化した施設の更新については、平成20年度までの計画で実施しており、沼山津水源の機械や電気施設等の整備を完了しました。また同じく老朽化した配水管については、九品寺、南熊本地区、江津や水前寺、清水町岩倉等の老朽配水管の布設工事を実施しました。
- 安定供給の強化** 良質な原水の確保と安定取水のため、秋田第6水源地の新設と追分水源の更新を行いました。また、高遊原配水池から北部地域の補給経路を確保するため、小山や飛田等に大口の配水管を布設しました。
- 水質面の強化** より安全な水道水を確保するため、八景水谷水源地に紫外線消毒装置を設置し、浅井戸を有する3水源地の減菌設備強化が完了しました。このほか、水質検査機器の更新を行いました。
- 災害対策の強化** 災害に備えた飲料水確保のため、川尻配水池の緊急貯留施設化を行い、災害対策用貯留施設の整備が完了しました。この他、緊急時に沼山津～健軍間で水融通を円滑に行えるよう桜木に電動弁を設置しました。
- 経営の強化** 通常、企業債を繰上償還するには、支払い予定の利息分を補償金として支払わなければならないませんが、平成20年度は、これを免除のうえ繰上償還できるという国の制度を利用して、平成19年度に引き続き高金利の企業債について低金利への借換えを行い、将来の金利負担の軽減を図りました。



下水道事業

- 下水道の普及促進** 下水道未普及地域の解消のため、春日や八分字など市内各地において汚水管を約7Km布設し、排水区域面積を642ha広げました。また、南部浄化センターの処理能力向上のための増設を計画的に実施しました。
- 下水道施設の維持管理** 汚水処理の適正な運転を維持するため、中部・西部浄化センターの汚泥脱水機オーパーホール、南部浄化センターの最終沈殿池機械設備の補修などを行いました。
- 環境保全への取組** 汚泥処分につきまして、従来の焼却・埋立処分から一部を資源の再利用として、民間委託によるセメント原料化への取組を開始しました。
- 経営の強化** 企業債につきまして、水道会計と同様に補償金免除繰上償還を行い、平成19年度に引き続き高金利の企業債について低金利への借換えを行い、将来の金利負担の軽減を図りました。



0 50 100 150 200 250 300 (億円)